【適用関係】 (単位:人、事業所数、円)

① 被保険者·事業所情報 (令和7年7月末現在)	国民	年金	厚生年金保険(第1号)							
	被保険者数		冷田市	適用事業所数 被保険者数				1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 -		
			迎用争采所数		船員を除く		似 吕	標準報酬月額の平均 (船員含む)		
	第1号(任意含む)	第3号	船舶所有者除く	船舶所有者	男子(坑内員含む)	女子	船員	(加貝召45)		
	13,173,957	6,253,184	2,904,849	3,858	25,526,345	17,947,198	51,317	332,270		

※「厚生年金保険(第1号)被保険者」とは、国家公務員共済組合の組合員、地方公務員共済組合の組合員及び私立学校教職員共済法の規定による私立学校教職員共済制度の加入者を除く、厚生年金保険被保険者である。

【徴収関係】 (単位:千円、万月)

	保険料	4収納済歳入額(令和7年	7月分)	保険料納付状況(令和7年8月末現在)					
② 国民年金保険料収納済歳入額及び納付状況	合計	現年度	冯左帝	3年経過納付率		2年経過納付率	1年経過納付率		
		<b>坑</b>	過年度	納付月数	納付対象月数	納付率	24在週刊刊举	1 + 在週刊19 年	
	84,844,759	80,290,286	4,554,473	653	773	84.5%	85.2%	83.0%	

※保険料収納済歳入額については、令和7年8月末納付期限の令和7年7月のものである。

※納付率(3年経過【令和4年8月分】、2年経過【令和5年8月分】、1年経過【令和6年8月分】)については、それぞれの保険料のうち、令和7年8月末までに納付された月数の割合である。

(単位:千円)

	保険料徴収状況								
③ 厚生年金保険(第1号)保険料徴収状況(累計)	徴収決定済額	収納済額	不納欠損額	収納未済額	収納率(注)				
(令和7年7月末現在)	12,457,820,509	12,026,405,637	7,015,649	424,399,223	96.5%				

※口座振替による保険料納付は、月末が土・日曜日の場合、翌月に引落しが行われるため収納率が低くなる。

【年金給付関係】

(単位:件、円)

		合計			老齢給付			障害給付			遺族給付	
④ 国民年金受給者情報	7月新規決定	月末現在	平均年金月額	7月新規決定	月末現在	平均年金月額	7月新規決定	月末現在	平均年金月額	7月新規決定	月末現在	平均年金月額
(令和7年7月末現在)	43,153	36,318,499	60,620	33,377	34,006,573	59,540	8,853	2,231,625	76,000	923	80,301	90,260

- ※「国民年金受給者」とは、旧法拠出制国民年金と新法基礎年金の受給者の合計であり、基礎年金受給者には厚生年金を上乗せしている者を含む。
- ※「平均年金月額」は、決定済年金額の年金受給者ベースの月末現在のものであり、繰上げ・繰下げによる増減額を含む。

(畄位:佐田)

88.1%

		合計		老齢給付			障害給付			遺族給付		
⑤ 厚生年金保険(第1号)受給者情報	7月新規決定	月末現在	平均年金月額	7月新規決定	月末現在	平均年金月額	7月新規決定	月末現在	平均年金月額	7月新規決定	月末現在	平均年金月額
(令和7年7月末現在)	102,092	36,173,089	109,608	A · · · · · · · · 25,525 B · · · · · · · 40,564	A ······· 15,763,367 B ····· 14,009,288	A ······· 154,132 B ····· 69,742	Δ :ΚΟΔ Ι	551,557	105,660	31,699	5,848,877	85,473

- ※「厚生年金保険(第1号)受給者」とは、厚生年金保険受給者全体から、共済組合等の組合員等たる厚生年金保険の被保険者期間のみの者を除き、さらに、障害厚生年金受給者及び短期要件分の遺族厚生年金受給者について、それぞれ初診日又は死亡日に共済組合等 の組合員等であった者を除いた者をいう。
- ※「厚生年金保険(第1号)受給者の年金額」とは、老齢給付及び遺族年金(長期)については、平成27年9月以前の厚生年金保険被保険者期間及び平成27年10月以降の第1号厚生年金保険被保険者期間に係る年金額であり、平成27年10月以降に受給権が発生した障害年金 及び遺族年金(短期) については、共済組合等の組合員等たる厚生年金保険の被保険者期間(平成27年9月以前の共済組合等の組合員等の期間を含む)を含めて算出した年金額である。
- ※「平均年金月額」は、決定済年金額の受給者ベースの月末現在のものであり、在職による一部停止額及び繰上げ・繰下げによる増減額を含む。
- ※「老齢給付」の種類は、A:新法の老齢厚生年金(老齢相当)と旧法の老齢年金の合計、B:新法の老齢厚生年金(通老相当)と旧法の通算老齢年金の合計である。

(単位·万件 億円)

	合	計	金融機関(ゆう	ちょ銀行を除く)	ゆうちょ銀行		
⑥ 厚生年金保険(第1号)・国民年金の支払件数・金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	
(令和7年10月定時支払)	7,536	83,885	5,745	59,894	1,785	16,819	

※支払金額の「合計」は、「金融機関(ゆうちょ銀行を除く)」と「ゆうちょ銀行」のほか、外国送金等を含む。

※「厚生年金保険(第1号)受給者の支払金額」とは、老齢給付及び遺族年金(長期)については、平成27年9月以前の厚生年金保険被保険者期間及び平成27年10月以降の第1号厚生年金保険被保険者期間に係る支払金額であり、平成27年10月以降に受給権が発生した 障害年金及び遺族年金(短期)については、共済組合等の組合員等たる厚生年金保険の被保険者期間(平成27年9月以前の共済組合等の組合員等の期間を含む)を含めて算出した支払金額である。

【お客様へのサービス】

≪発送(発行)関係≫						(単位:件)
⑦~⑫は令和7年9月発送(発行)分	⑦年金請求書の 事前送付 (A4版請求書) 865歳年金請求書		⑨老齢年金のお知らせ (はがき)	⑩年金加入期間の 確認について (はがき)	⑪ねんきんネット ユーザIDの発行	⑫ねんきん定期便
	78,907	74,743	10,027	4,260	21,753	5,198,913

- ※⑦は、年金支給開始年齢到達をもって受給権が発生する方に、氏名、生年月日及び年金加入記録等を記載した年金請求書を、報酬比例部分の支給開始年齢である63歳(女子)又は65歳到達月の3ヶ月前に送付。
- なお、令和7年度は、男子については、報酬比例部分の支給開始年齢の引き上げ(64歳→65歳)の年度に該当し、令和7年度に64歳に到達する者(昭和36年度生まれの者)が対象とならない。
- ※⑧は、60歳到達後に老齢厚生年金を受けている方が65歳になったときは、60歳台前半の老齢給付に代わって、新たに老齢基礎年金と老齢厚生年金を受けることが可能となるため、年金請求書(はがき)を65歳になる誕生月の初旬に送付。
- ※⑨は、60歳到達後に受給権が発生する方(60歳到達時には、基礎年金番号で管理している厚生年金保険の期間が12月未満の方)に、65歳からの老齢基礎年金のこと等のお知らせを60歳到達月の3ヶ月前に送付。
- ※⑩は、日本年金機構で管理している年金加入期間のみでは受給資格が確認できない方に、年金加入期間の確認を促すご案内を60歳到達月の3ヶ月前に送付。
- ※⑪は、日本年金機構のホームページからユーザID・パスワード等を入力してログインすることにより、年金加入記録等がいつでも閲覧可能となる「ねんきんネット」のユーザIDの発行件数。
- ※⑫は、毎年1回、誕生月に、国民年金及び厚生年金保険の被保険者の方に対して、ねんきん定期便を送付している件数。
- ※⑬は、全国の年金事務所における相談件数。
- ※⑭は、ねんきんダイヤルにおける総呼数に対する応答数の割合。

≪相談関係≫ (単位:件) ③年金事務所における (4) ねんきんダイヤル 年金相談件数 応答率 ①4は令和7年8月応対分



215,921